

奈良県特定給食施設等指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に基づき特定給食施設等の指導に関し必要な事項を定め、給食施設が適切な栄養管理を行い、給食利用者の栄養改善に努めることにより、その家族を含め住民の健康増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、奈良県保健所とする。（保健所長に対する事務委任規則第1条第6項）

(実施担当者)

第3条 実施担当者は、法第19条に規定される栄養指導員とする。

(対象施設)

第4条 対象施設は、法第20条第1項に規定する施設（以下「特定給食施設」という。）及び特定給食施設以外の施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設のほか、保健所長が必要と認めた施設（以下「その他の施設」という。）とする。

(届出)

- 第5条 特定給食施設の設置者は、法第20条第1項の規定による届出を、「特定給食施設等開始届（法第20条第1項関係）」（別紙様式1）により事業の開始の日から一月以内に当該施設の所在地を所管する保健所長あて行うものとする。
- 2 特定給食施設の設置者は、法第20条第1項の規定による変更の届出を、「特定給食施設等変更届（法第20条第2項関係）」（別紙様式2）により、廃止または休止の届出を「特定給食施設等休止（廃止）届（法第20条第2項関係）」（別紙様式3）により、変更等の日から一月以内に当該施設の所在地を所管する保健所長あて行うものとする。
- 3 保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、前2項の規定を準用することができる。

(栄養管理報告書の提出)

第6条 保健所長は、法第18条第1項第2号・3号及び法第22条の規定に基づき、対象施設の設置者に対し年に1回以上「特定給食施設等栄養管理報告書」（別紙様式4）の提出を求め、対象施設の現状把握を行う。

(栄養管理の基準)

第7条 特定給食施設等の設置者は、法第21条第3項及び規則第9条に基づき栄養管理を行うものとするが、当該基準については別に定める「給食施設における栄養管理の手引き」によるものとする。

(指導及び支援)

第8条 法第19条に規定する栄養指導員は、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援等について」（令和2年3月31日厚生労働省健康局健康課長通知）を踏まえ、法第18条第1項の規定に基づき、対象施設の栄養管理の実施に関し、集団又は個別による指導及び支援を効果的・効率的に行う。

- 2 前項の指導及び支援の内容は次のとおりとする。
- (1) 施設への巡回等による状況調査、個別指導及び支援
 - (2) 適切な給食管理・栄養管理に関する講演会等の実施
 - (3) その他栄養管理の実施に関する必要な情報提供

3 保健所長は、法第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条の規定に基づき特定給食施設等に対して巡回による個別指導を行うときは、「特定給食施設指導通知書（別紙様式5）」により通知し、実施後は、「特定給食施設指導結果通知書（別紙様式6）」を当該施設の管理者に交付するものとする。

（その他）

第9条 栄養指導員は、目的を十分に理解した上で、指導過程で得られた情報は秘密とし、他に漏らさないこと。

（管理栄養士必置施設の指定及び解除）

第10条 管理栄養士必置施設の指定及び解除は、別に定める「奈良県管理栄養士必置施設指定要領」により行う。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この要領は、平成15年5月1日から施行する。
この要領は、平成23年1月4日から改正する。
この要領は、平成26年5月27日から改正する。
この要領は、平成27年5月25日から改正する。
この要領は、平成31年4月26日から改正する。
この要領は、令和2年4月1日から改正する。
この要領は、令和2年12月25日から改正する。